

## ガバナンス・コンプライアンス整備に向けた基本規程

(前文)

特定非営利活動法人こどもソーシャルワークセンター（以下、この法人という。）は、ガバナンス・コンプライアンス整備に向けて次の基本的事項を定め、この法人のすべての役職員は、これを遵守するものとする。

### 第 1 章 倫理に関する規程

第 1 条（基本的人権の尊重） この法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

第 2 条（法令遵守） この法人は、関連法令及びこの法人の定款その他の規程・内規を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営しなければならない。

2 役職員は、民間公益活動を推進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金活用法」という。）第 17 条第 3 項で規定されている宗教団体、政党、特定の公職の候補者、暴力団等に休眠預金等交付金に係る資金が活用されることのないように、細心の注意を払わなければならない。

3 この法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

4 役職員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなく各規定に則り対応しなければならない。

第 3 条（私的利益追求の禁止） この法人の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

第 4 条（利益相反の防止及び開示） この法人の役職員は、その職務の執行に際し、この法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他この法人が定める所定の手続に従わなければならない。

2 この法人は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

第 5 条（特別の利益を与える行為の禁止） 役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

第 6 条（情報開示及び説明責任） この法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、寄附者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

第 7 条（個人情報保護の保護） この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個

人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

## 第 2 章 利益相反防止に関する規程

第 8 条（自己申告） 役職員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たにこの法人以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合には、事前に書面で申告するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、この法人と役職員との利益が相反する可能性がある場合（この法人と業務上の関係にある他の団体等に役職員が関係する（兼職等を除く。）ことによってかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。）に関しても前項と同様とする。

3 役職員は、原則として次に掲げる行為を行ってはならず、やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に書面で申告するものとする。

（1）この法人が、休眠預金等交付金（休眠預金活用法第 8 条に定める休眠預金等交付金をいう。以下同じ。）に係る助成金を受ける場合、その助成金の支給に関わる団体（以下「助成金関係団体」という。）又はこれになり得る団体の役職員又はこれに準ずるものに就くこと。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

（2）資金分配金団体又はその役職員又はこれに準ずるものに対し、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は強化その他これらに類するものとして提供される場合を含む。）をすること。ただし、この法人又は役職員の負担の有無にかかわらず、資金分担団体又はその約書院役職員又はこれに準ずるものに対し、物品若しくは不動産を購入若しくは貸与をさせた場合又は役務を提供した場合において、それらの対価が無償又は著しく低いときは、相当な対価の額の金銭の贈与をしたものとみなす。

（3）資金分配団体又はその役職員又はこれに準ずるものに対し、金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けは、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を行うこと。

（4）資金分配団体又はその役職員又はこれに準ずるものに対し、未公開株式を譲り渡すこと。

（5）資金分配団体又はその役職員又はこれに準ずるものに対し、供応接待を行うこと。

（6）資金分配団体又はその役職員又はこれに準ずるものと共に遊技又はゴルフをすること。

（7）資金分配団体又はその役職員又はこれに準ずるものと共に旅行（業務のための旅行を除く。）をすること。

第 9 条（定期申告） 役職員は、改選時に当該役員の兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について、担当理事に書面で申告するものとする。

第 10 条（申告後の対応） 申告を行った者が理事である場合には理事長と、監事である場合には他の監事とそれぞれ協議の上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、この法人との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置を求めるものとする。

## 第 3 章 コンプライアンスに関する規程

第 11 条（コンプライアンスに関する役職員の責務と責任者） 役職員は、この法人におけるコンプライアンス（この法人又は役職員等がこの法人の業務遂行において法令（この法人の定款、規則・規程、運用基準等を含む。以下同じ。）を遵守することをいう。以下同じ。）の重要性を深く認識し、常に公平かつ公正な業務の遂行に努めなければならない。

2 理事長を、コンプライアンスの推進について最終責任を負う者とし、コンプライアンス体制及びその整備に関わる施策等を統括する。

第 12 条（コンプライアンス違反等に関する報告） 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかに理事長に報告する。ただし、公益通報者保護に関する規定に基づく通報等を行った場合は、この限りでない。

第 13 条（不正発生時の原因究明、処分、再発防止策と公表） 理事長は、コンプライアンス違反事件が発生した場合は、迅速に次の対応を行う。

- （1）コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析・検討
- （2）コンプライアンス違反関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
- （3）原因究明に向けた分析及び検討結果並びに職員の処分及び再発防止策の公表

#### 第 4 章 個人情報保護に関する規程

第 14 条（個人情報の取扱い） 役職員は、業務上取得した個人情報（個人情報の保護に関する法律第 2 条 1 項に定める個人情報をいう。以下同じ。）の取扱いにつき、関連法令及び国が定めるガイドラインその他の規範を遵守し、適正に取り扱うものとする。

第 15 条（個人情報の取得） 役職員は、個人情報を取得する際には、取得する目的を明確にするよう努力し、その目的達成に必要な限度において適法かつ公正な手段を用いるものとする。

第 16 条（個人情報の利用） 役職員は、個人情報を利用する際には、本人が同意を与えた取得目的及び関連法令等で認められる範囲内のみで利用するものとする。

第 17 条（個人情報の提供） 役職員は、個人情報を第三者に提供又は開示する際には、関連法令等で認められる場合を除き、同意を得た範囲以外の第三者への提供又は開示しないものとする。

第 18 条（従業員への指導監督） 役職員は、個人情報を従業員に取り扱わせるにあたっては、当該従業員に対して前 4 条の規定を遵守すべき旨を指導し、適切に監督するものとする。

#### 第 5 章 公益通報者保護に関する規程

第 19 条（公益通報制度） この法人は、不正行為による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、

風評リスクの管理及びこの法人に対する社会的信頼の確保のため、公益通報制度を設ける。

第 20 条（相談窓口及び通報窓口） この法人は、役職員が不正行為等の相談・通報するための窓口を設ける。

2 役職員は次の窓口に相談・通報することができる。

- (1) 監事
- (2) JANPIA 資金分配団体等役職員専用ヘルプライン

第 21 条（不利益処分等の禁止） この法人の役職員は、通報者等が通報等を行ったこと、通報者に協力したこと又は通報等に基づく調査に積極的に関与したことを理由として、通報者等に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課におけるマイナス評価等、通報者等に対して不利益な処分又は措置を行ってはならない。

## 第 6 章 経理に関する規程

第 22 条（会計区分） この法人の会計について、法令の要請等により必要とされる場合は、会計区分を設けるものとする。

第 23 条（勘定科目の設定） この法人の会計においては、財務及び会計のすべての状況を的確に把握するため必要な勘定科目を設ける。

第 24 条（会計帳簿） この法人の会計帳簿は、次のとおりとする。

- (1) 主要簿
  - ア仕訳帳
  - イ総勘定元帳
- (2) 補助簿
  - ア現金出納帳
  - イ預金出納帳
  - ウ固定資産台帳
  - エ基本財産台帳
  - オ特定資産台帳
  - カ会費台帳
  - キ指定正味財産台帳
  - クその他必要な勘定補助簿

第 25 条（収支予算書の作成） 収支予算書は、事業計画に基づき、毎会計年度開始時に理事長が作成し、理事会の決議により定める。

2 収支予算書は、活動計算書に準ずる様式をもって作成する。

第 26 条（収支予算の執行）各事業年度における費用の支出は、収支予算書に基づいて行うものとする。

2 収支予算の執行者は、理事長とする。

第 27 条（決算整理事項） 理事長は、毎会計年度終了後 2 か月以内に当該会計年度末における次の書類を作成しなければならない。

（1）貸借対照表

（2）損益計算書

（3）計算書類（活動計算書及び貸借対照表をいう。）

（4）財産目録

## 第 7 章 雑則

第 28 条（改廃） この規程を改廃するときは、理事会の議決を経なければならない。

（附則）

この規程は、2022年4月1日から施行する。（2022年3月27日理事会議決）

以上